

【認定こども園法の一部改正のポイント】

参考

- 認定こども園の課題である、二重行政を解消するもの。
- 認定こども園法の一部改正により、幼保連携型認定こども園について、単一の施設として認可・指導監督等を一本化した上で、学校及び児童福祉施設としての法的な位置づけをもたせるための修正を行う(既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない。)
- また、新たな幼保連携型認定こども園の設置主体は、国、地方公共団体、学校法人又は社会福祉法人とする。

〈認定こども園法の一部改正〉

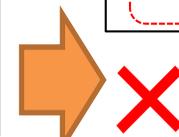
〈現行の認定こども園法〉

- (1) 総則
(目的、定義)
- (2) 認定こども園に関する認定手続き等
(教育・保育等を総合的に提供する施設の認定等、認定の申請、認定の有効期間等)
※幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型
- (3) 認定こども園に関する特例
- (4) 罰則



〈参考：総合こども園法(政府案)〉

- (1) 総則 (目的、定義)
- (2) 総合こども園の教育及び保育の目標等
・教育及び保育の目標及び内容、入園資格 等
- (3) 総合こども園の設置等
・設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、一定の要件を満たした株式会社・NPO等の法人
・区分経理・配当制限
・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手続き、指導監督 等
- (4) 雑則 (5) 罰則 (6) 附則



(1) 認定こども園法の目的規定の改正

- ・幼児期の教育及び保育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記

(2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実

- ・認定の手續、教育及び保育の内容

※幼稚園型、保育所型、地方裁量型は、現行通り。

※認定基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定するものとする。

(3) 幼保連携型認定こども園の認可等

- ・幼保連携型認定こども園の定義、
- ・教育及び保育の目標及び内容、入園資格
- ・設置者：国、地方公共団体、学校法人、社会福祉法人
- ・設備及び運営の基準、職員の資格、設置廃止等の手續、指導監督、名称の使用制限、罰則 等

※既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務付けない

※認可基準に適合すれば、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。

(4) その他

- ・主務大臣、検討規定、幼保連携型認定こども園に関する特例、保育教諭等の資格の特例 等
- ・附則に次の検討事項を盛り込む。
 - ・幼稚園の教諭の免許及び保育士の資格について、一本化含め、その在り方を検討。
 - ・制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。

【子ども・子育て支援法の議員修正ポイント】

参考

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等への給付を創設し、給付・事業に対する共通の財政支援の仕組みを作る。
- 上記を前提に、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付を創設、②指定制に代えて、市町村の確認を得た認可施設等を対象に給付、③市町村が利用者支援を実施する事業を明記、④保育士等の処遇改善・行政組織の在り方・安定財源の確保・次世代育成支援対策推進法の延長についての検討規定を盛り込むための修正を行う。

〈政府案〉

- (1) 子ども・子育て支援給付
 - ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
 - ② 子どものための教育・保育給付
 - ・ 支給認定
 - ・ こども園給付
こども園(総合こども園、幼稚園、乳児保育所、届出保育施設(基準を満たした認可外保育施設))を通じた共通の給付
 - ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- (2) 給付対象施設・事業者(指定制)
 - ・ 市町村の指定を受けた施設・事業者を対象に給付を行う。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
- (4) 子ども・子育て支援事業計画
- (5) 費用等
- (6) 子ども・子育て会議等
- (7) その他
 - ・ 制度の施行状況を踏まえ、施行後5年を目途に見直しを検討。



〈修正後〉

- (1) 子ども・子育て支援給付
 - ① 子どものための現金給付(児童手当法による給付)
 - ② 子どものための教育・保育給付
 - ・ 支給認定
 - ・ 施設型給付
認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付
※ただし、市町村が児童福祉法第24条に則って保育の実施義務を行うことに基づく措置として、私立保育所については現行どおり、市町村が委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行う。
 - ・ 地域型保育給付(小規模保育等への給付)
- (2) 給付対象施設・事業者
 - ・ 市町村の確認を得た認可施設・事業者を対象に給付を行う。
- (3) 地域子ども・子育て支援事業
 - ・ 市町村が利用者支援を実施する事業を明記。
- (4) } 修正なし
- (5) }
- (6) 地方の子ども・子育て会議の設置を努力義務化
- (7) 附則に次の検討事項を追加。
 - ・ 幼稚園教諭、保育士等の処遇改善や人材確保の検討
 - ・ 法律の公布後2年を目途として、総合的な子ども・子育て支援を実施するための行政組織の在り方を検討
 - ・ 幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実を図るため安定財源確保
 - ・ 次世代育成支援対策推進法の延長の検討

- 関係整備法については、児童福祉法について①児童福祉法第24条等について、保育所での保育については、市町村が保育の実施義務を引き続き担うこととする、②指定制に代えて都道府県の認可制度を前提としながら、大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できる仕組みを導入すること、③小規模保育等を市町村認可事業とすること、④その他所要の規定の整備などを行うための修正を行う。

〈政府案〉

〈修正後〉

- (1) 認定こども園法の廃止
- (2) 児童福祉法の一部改正
- ① 各事業の定義の明記
- ・ 保育所は満3歳未満児を保育する施設
 - ※満3歳以上を保育する保育所は総合こども園に移行
- ② 児童福祉法第24条の改正
- ・ 市町村の保育の提供体制の確保義務
 - ・ 利用のあっせん・要請
 - ・ 待機児童がいる市町村が利用調整
 - ・ 虐待等の入所の措置
- ③ 保育所の認可
- ④ 小規模保育等の届出
- (3) 内閣府設置法の改正
- ・ 総合こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- (4) その他所要の改正



- (1) 認定こども園法の廃止規定の削除
- (2) 児童福祉法の一部改正
- ① 各事業の定義の明記
- ・ 保育所は乳児・幼児(0～5歳児)を保育する施設
- ② 児童福祉法第24条の改正
- ・ 保育所での保育は、市町村が保育の実施義務を担う(現行どおり)
 - ・ 小規模保育等の提供体制の確保義務
 - ・ 利用のあっせん、要請
 - ・ 待機児童がいる市町村が利用調整
 - ※当分の間は全市町村が利用調整を実施
 - ・ 虐待等の入所の措置(あっせん、要請等で入所ができない場合の措置を追加)
- ③ 保育所の認可制度の改正
- ・ 大都市部の保育需要の増大に機動的に対応できるよう改正
 - (i) 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対しては、客観的な認可基準への適合に加えて、経済的基礎、社会的信望、社会福祉事業の知識経験に関する要件を満たすことを求める。
 - (ii) その上で、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認可するものとする。
- ④ 小規模保育等の認可を規定
- ・ 小規模保育等について、市町村が認可する仕組みを規定(規定内容は保育所の認可と同様)
- (3) 内閣府設置法の改正
- ・ 認定こども園法に関する事務、子ども・子育て支援法に関する事務を所掌事務に追加。
- (4) その他所要の改正

子ども・子育て支援

- 認定こども園制度の改善
- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付等の創設
- 地域の子ども・子育て支援の充実



より子どもを生み、
育てやすく

【主な内容】

○ 幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

- ・ 幼稚園と保育所の良さをあわせもつ施設(幼保連携型認定こども園)の改善、普及の促進
- ・ 小学校就学前の子どもに対する学校教育や保育の給付を共通に



○ 待機児童対策を強力に推進

- ・ 認定こども園等のほか、小規模保育、保育ママなど多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育を量的に拡大

○ 大都市部以外でも地域の保育を支援

- ・ 子どもの数が減少傾向にある地域でも、認定こども園等のほか、保育ママなどの小規模な保育の活用などにより、子どもに必要な保育を提供(地域型保育給付の創設)

○ 家庭・地域の子育て支援を充実

- ・ 市町村が地域の声を聞きながら、子育ての相談や親子が交流する場、一時的に預かってもらえる場を増やすなど、子育て支援を充実

